

東京都北区資源循環推進審議会（第3回）

平成30年8月22日
第二委員会室

1 今後のリサイクル清掃事業のあり方について

2 その他

(1) 事務連絡について

< 配付資料 >

- ・ 第3回東京都北区資源循環推進審議会審議会次第
- ・ 資料1 第2回東京都北区資源循環推進審議会議事録（案）
- ・ 資料2 審議事項個別シート
- ・ 資料3 重点施策の検討資料
- ・ 資料4 北区のごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査（抜粋）
- ・ 資料5 今後の進め方について

(8) 戸別収集の地域拡大

<p>事業名 戸別収集の地域拡大</p>
<p>1 滝野川地区モデル事業の経緯 平成14年2月より、滝野川地区を対象に戸別収集が開始された。戸別収集開始の理由としては、消防署や自治会から放火防止への対応要望があり検討を行ったところ、地域全体として狭小路地が多く、ごみ収集に小型の車両を多く使用していたことから、大きな人員機材の変更なく戸別収集を開始することが可能であった。</p> <p>2 ごみ減量施策としての効果 戸別収集の効果としては、①区民の自己責任の向上、②区民のごみ出しの負担軽減、③集積所のトラブル軽減、④不法投棄の抑制、⑤違反者への指導効率の向上などにより、ごみの減量効果があるといわれている。 しかしながら、滝野川地区の戸別収集前後のごみ量と王子・赤羽地区と比較しても平成14年度時点で平成12年度比1.5%減、平成19年度時点で平成12年度比0.1%減と大きな変化が無い。そのため、導入にあたっては、先行自治体の取り組みを参考に、家庭ごみの有料化を同時に行い、ごみ減量と合わせて戸別収集経費の確保も検討する必要がある。</p> <p>3 区民意見（平成25年度「ごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査」） 区民3,000世帯に実施したアンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・王子地区、赤羽地区は、約7割が現状の集積所での収集が良い。 ・滝野川地区は、約6割半ばが戸別収集の継続希望。 <p>数値では、北区内でも地域により意見が異なる結果となった。</p>
<p>課題</p>
<p>① 収集体制と経費 王子・赤羽地区は大型の共同住宅も多いことから、大型車により効率的に集積所での収集を実施している。 戸別収集は収集時間が増加することから、効率よく収集作業を行うためには大型車両から小型車両への変更と台数の増加が条件となることや、収集車両の増加に伴い作業員の増員による収集体制の大幅な見直しが必要となる。 なお、王子・赤羽地区で集合住宅を除いた戸建て住宅のみで戸別収集を行うと、試算では、約2億円の経費が必要となる。</p>

② さまざまな条件と多くの区民・事業者の理解

清掃事業での収集作業は、商店街の通行規制、スクールゾーンでの通学時の配慮、道路工事に伴う収集時間やルートの変更、マンション管理人からの午前中の収集要望への対応等、様々な調整が必要となっている。そのため、様々な条件や要望を調整し、収集時間となるべく公平となるように、半年に一度、収集現場を見直している。

従って、戸別収集の実現は人員機材の増加による収集体制の抜本的な見直しだけで解決できるのではなく、様々な要望に対応しつつ、なるべく多くの区民の理解が必要であると考えます。

③ 希望する収集方法（平成 25 年実施のアンケートから）

平成 25 年実施のアンケート調査の結果では各地区の現状の収集方法を追認する意見が多くあった。

【赤羽地区】

集合住宅が多いことから、「集合住宅が相当数ある中で戸建て住宅だけを対象とすることに疑問がある。」「戸別収集では個人情報心配である。」との意見や「費用が問題、費用対効果で判断して欲しい。」という意見が複数あった。

【王子地区】

戸建て住宅にお住まいの方から「戸別収集を希望する。」という意見がある一方で、集合住宅の方からは「経費的な問題」、「小規模集合住宅のルール違反が心配」、「収集時間の変更はしないで欲しい。」という意見もあった。

【滝野川地区】

戸建て住宅が多いことから、「それぞれが責任を持つので良い。」「道路が狭いため戸別収集がよい。」という肯定的な意見が多く、戸建て住宅の方からは費用面での意見は1件のみでした。一方で集合住宅の方からは、「費用面が重要である。」「分別意識の向上の効果に疑問がある。」という意見もあった。

【全体】

地区ごとに現状を追認する意見が多く、戸別収集を行っていない赤羽地区、王子地区については、高齢者や障害者への個別対応を求める意見が多くあった。

(9) 家庭ごみの有料化の検討

事業名 家庭ごみ有料化

1 家庭ごみの有料化導入の目的

(1) ごみの減量や再生利用の推進

費用負担を軽減しようとする動機付けにより、排出量の抑制が期待できる。

(2) 公平性の確保

ごみを出す量に応じて手数料を負担する仕組みにより、費用負担の公平性を確保できる。

(3) 区民や事業者の意識改革

区民や事業者が処理費用を意識し、ごみの減量などの意識改革につながることを期待される。

(4) その他の効果

有料化の歳入をごみ減量施策（普及啓発や戸別収集経費など）として活用できる。

2 導入実績

全国の市区町村での導入実績

1,741自治体中、1,108自治体が導入（63.6%）

人口比率

1億2,770万7,259人のうち5,366万3,300人（42.0%）

（2018年4月現在、山谷修作ホームページより）

課題

① 区民の意識（24年7月調査）

条件付き賛成を含めると賛成は49.8%。

対して明確な反対は31%。

わからない・無回答18.9% と幅広い意見がある。

② 周辺自治体の状況

東京都多摩地域の26市中24市が有料化実施済（導入率92.3%）

※平成29年度末現在

③ 実施自治体との比較（減量施策としての妥当性）

北区の1人1日当たりごみ量は多摩地域の有料化実施自治体（22市）の平均値と比較すると111.34%と約1割以上多い。有料化を実施することで、ごみ減量の効果が期待できる。

平成28年度数値

北 区	768.5 グラム／人日
多摩地域有料化実施自治体（22市）	平均 690.2 グラム／人日

※収集量+持込量÷人口÷365日で算定した。なお、集団回収量は含まない。

北区の1人1日当たりの排出量は多摩地域と比べると

$$768.5 \div 690.2 = 1.1138 \quad \underline{(111.34\%)}$$

④ 排出方法など運用上の課題

- ・集積所では出した人の特定が難しく、ルールを守らない人や費用負担を行わない人への指導が難しい。
- ・集合住宅は共同の保管場所となっており、費用負担を行わない人がいた場合、対象者を特定することが難しい。
- ・不法投棄対策

⑤ 減免措置の検討

経済的困窮者や町会自治会などのボランティア清掃に伴う排出を考慮し、減免措置制度を作る必要がある。

(10) 大規模事業者排出指導基準の見直し

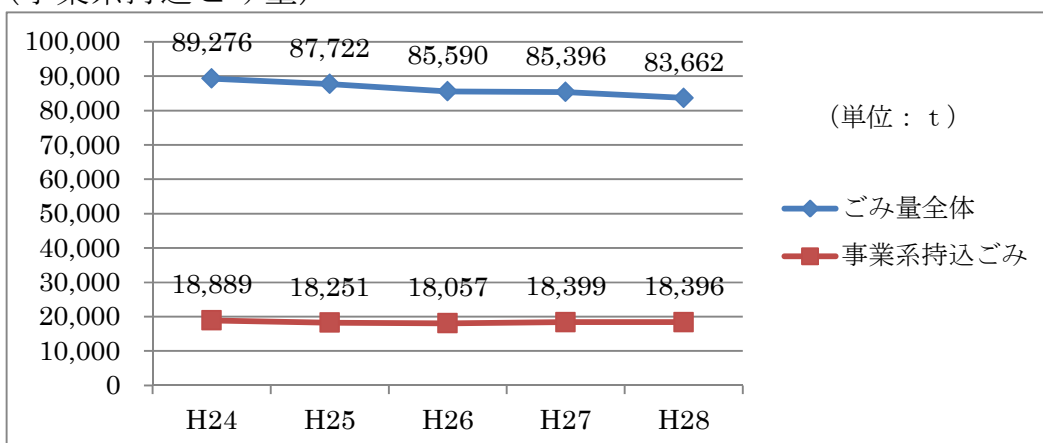
事業名 大規模事業者排出指導

区内事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を進めるため、事業用途床面積 3,000 m²以上の事業用建築物所有者に対して、廃棄物管理責任者の届出、再利用計画書の提出を条例で義務付けている。その後、再利用計画書に基づき、適宜、建築物への立入検査、廃棄物減量と再利用推進に関する指導・助言を行っている。また、廃棄物管理責任者に対して、講習会（年2回程度）を実施している。なお、延床面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物所有者に対しても、上記に準じて指導・助言を行っている。

(平成30年4月1日現在)

- ・事業用建築物対象件数（1,000 m²以上、3,000 m²未満） 255件
- ・事業用大規模建築物対象件数（3,000 m²以上） 244件

(事業系持込ごみ量)



課題

① 対象建築物の把握

3,000 m²未満の事業用建築物については、条例上、区への届出が義務付けられていないため、新たに対象となる建築物の把握が課題となっている。現場を熟知している収集作業員との連携を図り、より正確な実態を把握するための施策について検討していく必要がある。

② 指導業務体制の充実

現在、事業用建築物の排出指導は組織として事務職員3名体制で実施しており、立入検査は5年に1度程度の頻度となっている。また職員は3～5年程度で入れ替わるため、廃棄物管理指導員*の確保が困難で、排出指導の継続性という点で課題がある。専門的な知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制として専門職を配置するなど、人材の確保について検討していく必要がある。

*廃棄物管理指導員（条例74条、規則70条）廃棄物行政経験者3年以上等

(11) 小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底

事業名 小規模事業者の廃棄物収集（有料ごみ処理券）

1 事業系ごみのルール

事業者は、廃棄物処理法で事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務を負っている。

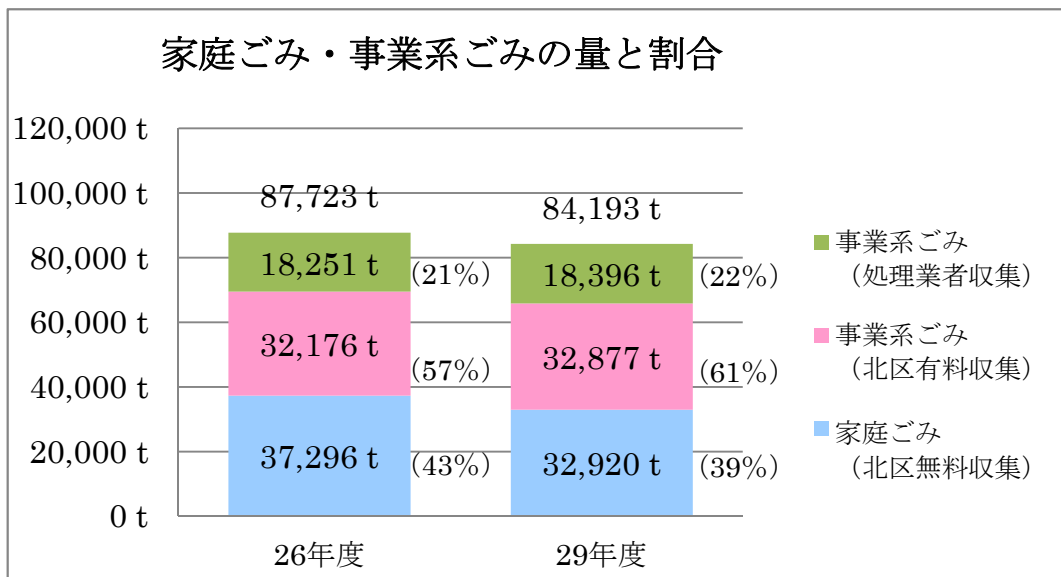
原則、事業者は、廃棄物処理業者等と契約して廃棄物の処理を行うこととなるが、ごみ量が少なく処理契約が困難な一定規模の事業者※¹については、「事業系有料ごみ処理券」を貼付することで、北区のごみ収集に排出することができる。

※1 北区の収集に出すことができる事業者

従業員 20 人以下、一日のごみ排出量が 10kg 未満の事業者

2 最近の事業系ごみの傾向

26 年度と 29 年度に実施した「家庭ごみ排出実態調査」から推計した事業系ごみは、区が収集した家庭ごみ量が減少傾向であることに対して、事業系ごみ（北区有料収集）、事業系ごみ（処理業者収集）は、微増となっている。



※29 年度の事業系ごみ（処理業者収集）が確定していないため、調査を実施した前年のごみ量を基に推計したものである。

課題

① 事業系ごみ量増加の傾向

23区全体の事業系ごみ量も増加しており、経済活動の緩やかな景気回復が影響して事業系ごみ量が増加していると考えられる。

② 事業所の規模や業態に合わせた指導

現在は、集積所に有料シールを貼付して排出することとなっているため、事業所の規模や業態は原則把握していない。そのため、排出される事業系ごみ量が規定（日量10kg）を超えて排出されたり、不適物があった場合に、事業所ごとに調査を行い指導するなど、事後対応となっている。

今後、事業規模の確認等を含め検討が必要である。

③ 事業所数や事業内容の把握

事業所の開店時には清掃事務所への連絡を行うよう案内を行っているが、店舗の入れ替わりや事業所の開店、閉店時の連絡は無い場合が多く、現行の制度では事業所の把握が困難となっている。

(12) 高齢化社会にふさわしいリサイクル・清掃事業のあり方の検討

事業名 訪問収集・ふれあい訪問収集

北区の65歳以上の高齢者人口は、平成30年1月1日現在で87,900人となっており、北区の総人口の25.3%を占めている。ひとり暮らしの高齢者は約32,000人となっている。また、介護保険の要介護・要支援認定者数は約18,000人となっており、認定者数は今後増加傾向が見込まれている。

高齢者やその家族を地域社会で支えるために、北区、民生委員等の地域活動主体及び介護事業者等の連携・協力が必要となっている。また高齢者は、安否確認の声かけやごみ出し等の簡単な家事手伝い等の手助けを必要としている。

北区清掃事務所では、ごみをご自身で出せない65歳以上の高齢者や障がい者の方を対象に、玄関先から収集する「訪問収集」を行っている。また、75歳以上で一定の要件が当てはまる方には、希望により収集時に安否確認を行う「ふれあい訪問収集」を実施している。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規件数	年度末件数	新規件数	年度末件数	新規件数	年度末件数
訪問収集	211	683	182	682	206	706
ふれあい訪問収集	9	33	5	29	22	32

※年度末件数は、施設入所等で利用休止された方を減数している。

課題

① 訪問収集及び、ふれあい訪問収集品目拡大の要望

訪問収集及び、ふれあい訪問収集（以下、訪問収集）の利用者からは、びん・缶回収の要望があがっている。

しかしながら、「びん・缶・ペットボトル」は、リサイクル清掃課が町会自治会と協働で資源回収している事業で、売却金を連合町会単位に還元している事業であること。また、訪問収集での品目が増えることにより、回収ルートの変更による人員機材の見直し、収集日の変更なども必要となることから、清掃事務所とリサイクル清掃課の業務分担を見直し、町会自治会の理解を得ながら品目拡大の検討を行う必要がある。

② 訪問収集で求められる行政対応

訪問収集は、介護事業者との調整や、地域のごみ出し状況なども把握したうえで、本人から個人情報を含む事情を聴取し、申請の受付を行っている。また、介護事業者も交えて、区の職員と申請者の三者で面談を行い、ていねいな説明を行った上で、訪問収集を実施している。

高齢化に伴い利用者の増加が見込まれる中、訪問収集に対応できる職員の確保が課題である。

(13) 清掃事業関連施設の再編・有効活用

事業名 (13) 清掃事業関連施設の再編・有効活用
<p>現在、清掃事業で使用している施設については、別紙のとおりです。</p> <p>清掃事業は民間事業者への委託などの外部化を進めており、事業内容の変更に伴い、関連施設を北区公共施設再配置方針に従って、(廃止や統合など) 整理する必要がある。</p> <p>(32 年度以降、廃止予定施設)</p> <p>別紙② 堀船作業所 平成 31 年 3 月休止、平成 32 年 3 月末廃止の検討 ※他区も利用しており 23 区で廃止の検討を行うこととなっている。</p> <p>別紙⑤ 滝野川分室 (閉鎖管理中) 平成 31 年 3 月末廃止</p>
課題
<p>① 事業を行いながらの施設更新 (清掃事務所など)</p> <p>清掃事業は車両を使用して行う事業であり、清掃関連施設は、一定の土地面積や道路への出入りのしやすさ、住宅専用地に設置できないなど様々な条件が必要となる。</p> <p>清掃事業 (ごみ収集) は、休止することはできない事業であるため、施設の更新や統合にあたっては、事業が継続できることが条件となる。</p> <p>一般的には仮移転先を確保して施設を更新・統合することとなるが、北区内で清掃事業に使用できて、一定規模の仮移転先を確保することは困難である。</p> <p>② 民間事業者への委託等を進めるうえでの課題</p> <p>委託先の会社から北区の現場に車で収集に来る場合、路上での待機などは、近隣の事業者や区民から苦情を受けることが多くある。</p> <p>また、作業員の昼食やトイレ休憩時などは、作業時の汚れや臭いなども少なからずあることから事務職員のように全ての店舗や休憩場所の利用が難しいという問題がある。</p> <p>現在は、委託により発生した清掃関連施設内の空きスペースを活用して、休憩や食事を行っている。</p> <p>今後、委託等の推進に合わせて施設を統合し、全体の施設規模が縮小した場合、区内に委託会社が少ない北区では、その都度、委託会社に戻るのでは、清掃事業を時間内に終わらせることができなくなる。</p> <p>そのため、施設の再編・統合に当たっては、活用する民間事業者の状況も踏まえて整備計画を立てる必要がある。</p>

清掃事業関連施設一覧

(13)清掃事業関連施設の再編・有効活用(別紙)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	施設名称	所在地	建物構造	敷地面積	建物面積	竣工年月	一日の車両稼働台数		事業内容
							可不燃・粗大・古紙	びん・缶・ペットボトル	
①	北区清掃事務所	豊島8-4-3	鉄筋コンクリート3階建	1,532.76㎡	1,274.35㎡	昭和42年3月	39		赤羽・王子地区の収集拠点
②	堀船清掃作業所	堀船3-3-1	鉄骨2階建	1,890.67㎡	179.62㎡	昭和62年3月	-		31年度事業休止
③	浮間清掃事業所	浮間15-13-1	鉄筋コンクリート3階建	2,500.03㎡	1,379.20㎡	平成11年11月	6		浮間地区の収集拠点、車庫
④	滝野川清掃庁舎	東田端2-18-15	鉄筋・鉄骨コンクリート3階建	636.60㎡	679.42㎡	昭和58年3月	26		滝野川地区の収集拠点
⑤	滝野川分室	滝野川1-25-5	鉄筋コンクリート3階建	301.33㎡	408.39㎡	昭和41年3月	-		閉鎖管理中
⑥	滝野川分室駐車場	滝野川1-23-11	-	148.57㎡	-		-		年末年始の可燃ごみと古紙の積替え場
⑦	西ヶ原駐車場	西ヶ原3-32-35	-	81.90㎡	-		-		リサイクル回収容器の保管、中継

第3回（8月22日）審議会資料

重点施策の検討資料

方針 2 更なるごみの減量

施策一覧	取組事例
(8) 戸別収集地域の拡大の検討	<p>[検討プロセス]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区民の意向の把握 2. 現状と課題の把握 3. 効果の検証（経費） <p>※家庭ごみ有料化と併せた検討も必要</p>
(9) 家庭ごみの有料化の検討	<p>[検討プロセス]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区民の意向、ごみ処理の現状と課題の把握 2. 有料化の実施状況と減量等の効果の検証 3. 有料化の方法の検討（制度設計） <p>※戸別収集と併せた検討も必要</p> <p>★東京 23 区内で、積極的に検討している区はあるが、現在有料化を導入している区はない。</p>
(10) 大規模事業者排出基準の見直し	<p>■ 事業用大規模建築物の基準に満たないが、一定量の廃棄物の排出が見込まれる規模を有する事業所を「事業用準大規模建築物」と位置付け、所有者に減量計画書の提出を義務づける。</p> <p>■ 中小規模事業所を設定。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事業活動から生じる廃棄物の減量・リサイクルを推進するため、大規模事業所（延べ床面積 3,000 m²以上）、少量排出事業者（事業系一般廃棄物が市の規定物・規定量範囲内の場合、事前登録をした上で、特例的に市で事業系一般廃棄物の戸別収集を行っている事業者）、中小事業所（大規模事業者、少量排出事業者のどちらにも含まれない事業者）と 3 つに分け、それぞれに則した助言を実施。</p> <p style="text-align: right;">町田市</p> </div> <p>■ 特定事業用建築物（1,000 m²超）に「廃棄物減量等推進責任者の選任」及び「廃棄物の減量等に関する計画書」提出を義務づけ、立入等により指導を実施。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>『事業系一般廃棄物処理ルールブック』（福岡市）</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>特定事業用建築物について</p> <p>福岡市では一定規模以上の事業用建築物の所有者等（管理者など）に対し、廃棄物の減量などについていくつかの責務を条例で定めています。自身の事業所が特定事業用建築物に該当するかどうか以下のフローで確かめましょう。また、特定事業用建築物に該当した場合は条例で定められている義務を確認しましょう。</p> <p>スタート!!</p> <p>事業所（建築物）の延べ床面積の合計は 1000m² を超えますか？</p> <p>NO → 特定事業用建築物には該当しませんが、事業所でごみ減量に取り組む義務があります。このルールブックを参考に可能な限りごみ減量に取り組みましょう。</p> <p>YES → 特定事業用建築物に該当!!</p> <p>特定事業用建築物の所有者等（管理者など）はごみ減量推進のため以下のことが義務付けられています。</p> <p>条例で定められている3つの責務を確認しよう</p> <p>CHECK1 廃棄物減量等推進責任者を選任し、届出をしていますか？</p> <p>NO → 特定事業用建築物の所有者等は廃棄物減量等推進責任者を選任し、福岡市へ届出を行う必要があります。</p> <p>YES → 届出完了!</p> <p>CHECK2 「廃棄物の減量等に関する計画書」を毎年提出していますか？</p> <p>NO → 特定事業用建築物の所有者等は廃棄物減量等への取り組みについて、福岡市へ計画書を 毎年提出 しなければなりません。締切は毎年6月30日（必着）</p> <p>YES → 提出済!</p> <p>CHECK3 計画書に従ったごみの減量を実施していますか？</p> <p>NO → 特定事業用建築物の占有者はごみ減量のために所有者等（管理者など）に 協力 しなければなりません。</p> <p>YES → GOOD JOB! 対応は完璧!</p> <p>※「廃棄物減量等推進責任者選任（解任）届」は、福岡市環境局ホームページからダウンロードできます。</p> <p>※「廃棄物の減量等に関する計画書」は、福岡市環境局ホームページからダウンロードできます。</p> <p>※「廃棄物減量等推進責任者選任（解任）届」「廃棄物の減量等に関する計画書」の提出先 環境局資源循環課資源課（事業系廃棄物等係） 〒810-8620福岡市中央区天神1-10-1 福岡市役所北別館5階 ☎092-711-4836（F:711-4823）</p> </div>

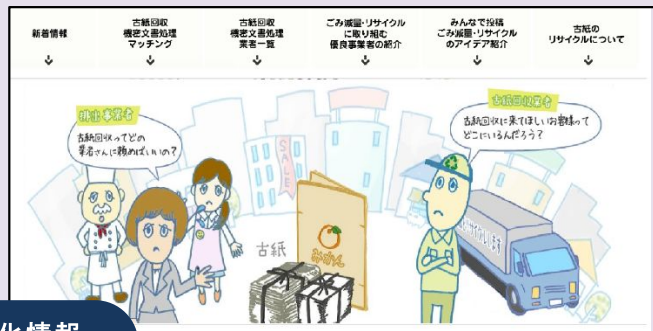
施策一覧

取組事例

(11)小規模事業者の実態把握と排出指導の強化(資料2)

- 小規模事業者については、基本的には一般家庭に対するのと同様の啓発・指導を行う。(日野市)
- 事業系ごみ資源化情報発信事業(事業系ごみの資源化に関する専用ホームページ)

- ・古紙回収マッチング
- ・優良事業者の紹介
- ・メールマガジンの配信
- ・ごみ減量・リサイクルのアイデア募集・紹介
- ・古紙回収・機密文書処理業者一覧の掲載



『事業系ごみ資源化情報発信サイト』(福岡市HP)



古紙回収・機密文書処理のマッチング

「古紙や機密文書の処理に困っている」
このサイトでは、そんな事業者が回収業者を探すお手伝いをします。

→ マッチング について

■事業系古紙のリサイクル

許可業者をはじめとした関係業界との連携による効率的な古紙回収システムの構築・拡大を行っている。また、古紙及び機密文書の回収を促進するため、資源物回収協定制度を実施し、協定締結業者は「事業系ごみ資源化情報発信サイト」に掲載。

■集団回収の対象として取り扱う

東京都港区では平成30年7月1日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙(産業廃棄物を除く)を集団回収の対象品目に追加。

※中小企業基本法上の小規模企業

業種分類	小規模企業者の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

資料1 事業系一般廃棄物の排出抑制に関するアンケート（回答）

質問事項

- ① 事業所への立入指導の有無、対象としている事業所の規模、業種、立入回数等
 ② 立入指導以外の事業所に対する排出抑制指導

区名	回答
千代田区	①事業用途部分の延床面積が1,000㎡以上の建物は概ね5年に1度の立入指導。 ②年に2回、廃棄物管理責任者を対象に廃棄物に関する基礎知識の習得を目的とした講習会を実施している。また、立入指導を実施した建物の中から、他の建物の模範となる優良な取り組みを取り上げ、区長による顕彰とあわせて区ホームページ、広報紙等で周知をしている。小規模事業者に対しては、古紙リサイクル事業「ちよだ・エコオフィス町内会」への加入を促し、紙ごみの資源化、減量化を推進している。
中央区	①事業用延床面積1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物は約5年に1度の立入指導。事業用延床面積3,000㎡以上の建築物は約3年に1度の立入指導。 ②立入指導対象の建築物には廃棄物管理責任者を選任してもらい、新任時に講習会（廃棄物の発生抑制が中心の講習）の受講をお願いしている。年1回、立入指導対象建築物から提出される再利用計画書等のデータを取りまとめた冊子を送付して、本区からでる廃棄物のリサイクルや発生抑制状況等を報告している。
港区	①事業用延床面積1,000㎡以上の建築物に対して立入調査を実施し、ミックスペーパーリサイクルや有価物売買等の取組を提案することで、紙ごみ減量の土台作りをサポートしている。 また、年間立入件数は250件程度であり、対象業種は、オフィス、物販、飲食店舗、ホテル、行政機関等の事業系一般廃棄物を排出する全ての事業者を対象としている。 ②ふれあい指導班による分別指導時に排出抑制の指導をしている。
新宿区	①事業用延床面積1,000㎡以上の建築物（約1,600件）を対象に概ね3～4年に1度（年間300件程度）実施。業種は事務所、店舗、飲食店・結婚式場・ホテル、工場・研究所、倉庫・流通センター、医療機関、学校、駅舎、その他。 ②特段行っていない。
文京区	①大規模建築物（3,000㎡以上）の立入検査及び中規模建築物（1,000～2,999㎡）の立入指導を年間200件程度実施している。立入回数は3年に1度行っており、検査及び指導内容は、契約書等の書類確認・排出環境及び取組状況の確認を主に行っている。近年、ミックスペーパー（雑紙）の分別指導を強化しており、ごみ量の減少及び再利用率向上に取り組んでいる。 ②特になし。
台東区	①延床面積1,000㎡以上の建物を対象に、概ね3年に1回の立入を行っている。また、廃棄物管理責任者を対象に年3回講習会を行っている。 ②小規模事業者を対象に、指導班を中心として指導を行っている。
墨田区	①業種を問わず、延床面積1,000㎡以上の事業所を対象に、5年に1回を目途に立入検査・指導を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、毎年廃棄物に係る再利用計画書の提出を求めている。 ②排出抑制指導は、特に行っていない。ただし、区ホームページ及び資源物とごみの分け方・出し方等により、R団連すみだリサイクル協同組合における事業系資源物リサイクルシステム「エコッチャ！」の紹介をしている。

江 東 区	<p>①立入調査については、業種問わず1,000㎡以上の事業用中規模建築物と3,000㎡以上の事業用大規模建築物を対象に実施しており、再利用可能な紙類については多くの事業者が100%の再利用率を維持している。調査件数は年間100件を目標としており、一物件に対し必要であれば短い周期で実施するが、多くの物件は7～8年周期で実施している。</p> <p>また、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者を対象に講習会を開催し、その中で廃棄物の排出抑制やリサイクル推進の協力を求めている。</p> <p>②はなし</p>
品 川 区	<p>①事業用延床面積 3,000 ㎡未満は 5 年に 1 度程度、3,000 ㎡以上は 3 年に 1 度の立ち入りを実施。H28 年度は 3,000 ㎡未満 15 件、3,000 ㎡以上 118 件。平成 29 年度(9/19 現在)は 3,000 ㎡未満 0 件、3,000 ㎡以上 47 件。対象業種はテナントビル、配送センター、学校法人、公共交通事業者、研究施設など。</p> <p>②廃棄物減量マニュアルを作成、中小規模事業者に配付している。</p>
目 黒 区	<p>①平成 29 年度から 5 年計画で区内の小・中規模事業所に対し、排出状況確認並びに排出指導を実施している。大規模事業所に対する立入調査は、年間 50 件程度実施している。</p> <p>②収集作業員等が現場で気付いた事業者については、随時排出指導を実施している。</p>
大 田 区	<p>①延床 3,000 ㎡以上の大規模事業用建築物及び 1,000～3,000 ㎡の事業用建築物について、2 年から 5 年に 1 度、廃棄物の減量及び適正処理に関する立入指導を行っている。業種は問わない。</p> <p>②パンフレット「事業者の皆さんへ」の配布、廃棄物管理責任者講習会の開催。</p>
世田谷区	<p>①述べ床面積が 3,000 ㎡以上の事業用建築物に 3 年に 1 回の頻度で立入調査・指導を実施している。</p> <p>②平成 28 年 4 月からの規則改正により日量平均で 10kg を超えて排出する事業者に制限が設けられ、事業系廃棄物は、処理業者への委託を推進している。併せて古紙等の資源も資源回収業者への委託を推進している。</p>
渋谷区	<p>①規模 3,000 ㎡以上を対象に 2 年に 1 度立入指導を実施。業種は問わず。</p> <p>②事業系の資源とごみの出し方リーフレット配布、ホームページ掲載。再利用計画書の提出 (3,000 ㎡以上)。廃棄物管理責任者講習会の開催。</p>
中 野 区	<p>①立入指導の対象は、3,000 ㎡以上の事業用建築物。立入回数は 3 年に 1 度。</p> <p>②日々の収集作業時において、有料ごみシール券の添付指導等を行っている。</p>
杉 並 区	<p>①立入指導については、3 年に 1 回の割合で行っている。対象事業者は、条例により、延べ床 1,000 ㎡以上。業種は学校、区立施設を含め、ありとあらゆるもの。大方の事業者が古紙業者と契約しており、区集の分別よりも細かく分けていることが多い。(より質の高い再生紙にするため。)</p> <p>②業者収集に委託している事業者について、ごみの排出、区収を確認する機会がないために、指導する機会がない。区収レベルでの事業者については、集積所の調査などで直接指導することもあり、紙類をごみにしないようお願いすることもある。</p>
豊 島 区	<p>①1,000 ㎡以上の事業用建築物に対し、おおむね 5 年に 1 回立入指導を行っている。業種は問わない。</p> <p>②民間収集業者への移行促進誘導や廃棄物管理責任者講習会の開催(年 2 回)。</p>
北 区	<p>①事業用途の延床面積が 3,000 ㎡以上の建築物に対し、4 年に 1 回程度の頻度で実施している。</p> <p>②以下の方法をもって、古紙の再資源化を促している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用途の延床面積が 1,000 ㎡以上の建築物に廃棄物管理責任者を選出させ、講習会を実施。 ・事業用途の延床面積が 1,000 ㎡以上の建築物にごみ減量・リサイクルに関する計画を作成させ、提出を求めている。 ・「事業系廃棄物適正処理・減量ハンドブック」等の啓発パンフレットを配布。
荒 川 区	<p>①3,000 ㎡以上の事業系大規模建築物に対しては、3 年に 1 度、1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の事業用</p>

	<p>建築物に対しては、5年に1度の立入指導を行っている。</p> <p>②可燃・不燃収集日に資源を出された場合、資源で出すよう指導を行っている。</p>
板橋区	<p>①事業用延床面積が1,000㎡以上の全ての業種の建物に対し3年に1回程度(年間65件～70件程度)立入を行っている。</p> <p>②事業系ごみ減量・リサイクルハンドブックの作成・配布。</p>
練馬区	<p>・(1)の質問理由と(2)の質問事項の関連性がわからないため、回答できない。</p> <p>・今回のアンケートの質問理由は、清掃一組議会との関係もあり、慎重な取り扱いをすべきものである、そのため、担当課長会の了解が必要であると考え。</p>
足立区	<p>①延床面積1,000㎡以上(平成28年度958者)を対象に定期的実施(平成28年度195者)。業種は指定なし。</p> <p>②1)「廃棄物管理責任者講習会」</p> <p>事業用大規模建築物(延床面積1,000㎡以上)の所有者に「廃棄物管理責任者」の選任と年度ごとの「再利用計画書」の提出を義務付け、新任の廃棄物管理責任者等には、事業系廃棄物処理に関する基本的な知識の習得を目的に講習会を毎年度実施。平成28年度は100社参加。</p> <p>2) ふれあい指導</p> <p>収集時において不適正排出があれば、事業者にごみの減量や分別指導、事業系有料シールの貼付等について指導しています。</p> <p>3) 貼付指導強化【モデル指導】</p> <p>モデル地区(足立区千住)集積所において貼付状況を調査後訪問による排出状況の聞取確認・貼付指導を実施(平成29年度開始)</p> <p>4) 制度改正等の啓発用チラシの送付</p> <p>事業系廃棄物について、事業者の処理責任の徹底と適正処理の推進を図ることを目的にチラシを制作し、平成29年10月1日施行となる廃棄物処理手数料等の改正を含めて区内全事業者(約27,000社)に対し、郵送による一斉啓発を実施。(平成29年8月)</p> <p>5) 広報紙への掲載</p> <p>事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料の改正を含めて適正処理等について掲載(平成29年8月) 広報紙特集号として排出抑制等を掲載予定(平成29年10月10日号)</p>
葛飾区	<p>①事業用大規模建築物(延床面積3,000㎡以上)及び、小売店舗(500㎡)について、おおむね3年毎に1度立入検査を実施している。毎年50件程度。</p> <p>②医療系廃棄物を排出する医療機関向けに2年毎に「感染性廃棄物を適正に処理するために」という冊子を作成し、配布している。</p>
江戸川区	<p>①定期的な事業所への立入指導については現在、実施していない。必要に応じて適宜、実施することとしている。対象事業所の規模は事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物。</p> <p>②現在、研究中。</p>

(表現を統一するため回答内容を一部修正してまとめています)

資料2 東京23区 事業系ごみ区収集の状況整理

区	区収集制限		区収集事業所の条件	備考
千代田区	排出日量平均	50kg未満	1回に出す量	千代田区有料ごみ処理券を貼付
中央区	排出日量	50kg未満	小規模事業者	中央区有料ごみ処理券を貼付
港区			小規模事業所（収集業者と契約できない場合）	処理券貼付
新宿区	日量	50kg未満	自己処理が困難な事業者で、排出量が区の収集業務に支障がない程度の場合	新宿区有料ごみ処理券を貼付
文京区	排出日量	50kg未満	排出日量が50kg未満 もしくは従業員20人以下の事業所	文京区有料ごみ処理券を貼付
台東区			排出量が1日50kg未満である場合	有料ごみ処理券を貼付
墨田区			排出量が少量の場合	有料ごみ処理券を貼付
江東区	日量平均	50kg以下		事業系有料ごみ処理券を貼付
品川区	日量	40kg未満	自己処理できない場合	品川区有料ごみ処理券を貼付
目黒区		家庭ごみの収集に支障が無い範囲	資源とごみが1日あたり50kg未満の事業所	目黒区有料ごみ処理券を貼付
大田区	1回	50kg未満 45L袋の場合5袋	排出量が少ない事業者の場合は、家庭ごみの収集に支障がないと区が認める範囲	事業系有料ごみ処理券を貼付
世田谷区	1回	30kg未満 45Lの袋で3袋以内	※H28年10.1より排出ルール見直し	事業系有料ごみ処理券を貼付
渋谷区	1回	45Lの袋で3袋以内		渋谷区事業系有料ごみ処理券を貼付
中野区			次のいずれかに該当する小規模事業者 ・常時使用する従業員数が20人以下の事業者 ・1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業者	区長に届出が必要 →事業者番号、届出済証を交付 有料ごみ処理券を貼付
杉並区			1日に排出するごみや資源の量が少ない場合	事業系有料ごみ処理券を貼付
豊島区	日量または臨時	10kg未満		事業系有料ごみ処理券を貼付
北区	日量	10kg未満 45L袋4袋以内	小規模事業者（従業員20人以下）で自ら処理することが困難な場合	初めて区収集に出す場合は事前連絡が必要 有料ごみ処理券を貼付
荒川区				
板橋区			家庭ごみの収集に支障がない範囲	有料ごみ処理券を貼付
練馬区	1回	30kg未満	1回の排出量が30kg未満の事業所から出される、産業廃棄物（紙くず・木くず・ガラスくずおよび陶磁器くず・金属くず・廃プラスチックに限る）や事業系一般廃棄物	有料ごみ処理券を貼付
足立区	1回	45L袋2袋以内	常時使用する従業員数20人以下の事業者が1回あたりの集積所に出すごみ量90L以下（目安として45L袋で2袋まで）の事業系ごみを排出する場合	足立区事業系有料ごみ処理券を貼付
葛飾区	1回	45L袋2袋以内		有料ごみ処理券を貼付
江戸川区			日量平均50kgを超えるごみが継続して出る事業所については、区では収集いたしません	江戸川区事業系有料ごみ処理券を貼付

方針3 ごみの適正処理の推進

施策一覧	取組事例
<p>(12) 高齢社会にふさわしいリサイクル・清掃事業のあり方の検討</p>	<div style="text-align: center;"> <p>【社会的な背景】</p> <p>社会の高齢化 核家族化 地域の繋がりの希薄化</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【課題群】</p> </div> <div style="text-align: center; background-color: #1a3d4d; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;"> <p>高齢者ごみ出し支援ガイドブック（国立環境研究所） 高齢者のごみ出しを巡る課題</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップの実施 → 「超高齢者社会に対応したごみ収集方法等に関する提言書」（厚木市）。 ■ ごみの排出方法を変更した際に、詳しい内容が書かれたごみ分別ガイドと合わせて、文字やイラストを大きくして内容を簡略化した簡易版のガイドを作成、全戸に配布。（東大和市） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #f48fb1; color: white; padding: 2px;">可燃ごみの出し方</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>出し方 回収ルールを必ず、収集日の前日までに出してください。</p> <p>出す場所：戸外に指定</p> <p>出し方：指定の袋に入れて出す</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック製品で15cm未満のもの ※ 完全に崩れているものは、必ず取り除いてください。 ※ 15cm以上かつ、指定の袋に入らな過ぎるものは不要です ● 破れた袋類プラスチック ・ 汚れたラップ、フィルム、ビニール等 ・ 敷物、敷物、残りわき等のフェルト類 ・ 破損したために入れず、破損したものは必ず袋の外に出してください ● 破損品（破損品、ボール等） ● ペーパー製品（クリーニングの袋、バッグ、紙巾） ● ペットトイレ用品の袋で、紙製、木製、プラスチック製のものは上記以外の「袋」で回収できません。業者を紹介しします。 ● 破り口、臭くず、臭い臭い、危険物、破損、破損した破り口、破損 ● 使用済紙や布類にしみ込ませるが、指定の袋で回収する ※ 分別回収が困難な品は回収していない品目も含まれますので、ご注意ください。 <p>※ カセット・ビデオテープ（ケース含む） 別の指定袋に入れて、他のものと分けて出してください。 (収集時や回収時にゴミ屋敷にさらす恐れがあるため)</p> </div> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <div style="background-color: #f9c94f; padding: 10px; margin-bottom: 10px; border-radius: 15px;"> <p>東大和市</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">可燃ごみ</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #2196f3; color: white; padding: 2px;">不燃ごみ</p> </div> </div> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <div style="background-color: #1a3d4d; color: white; padding: 10px; border-radius: 15px; display: inline-block;"> <p>水俣市</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">分別ごみ免除シール（水俣市）</p>

(12) 高齢社会にふさわしいリサイクル・清掃事業のあり方の検討（続き）

■戸別収集でも必要な高齢者支援

集積所にごみ出ししなくてよくても、ヘルパーや生活支援の親族が来る日とごみ収集日が異なる場合、収集日当日にごみを出すことが難しい場合がある。こうした世帯に対応するため、指定日以外でもごみを出して置く「ハンディキャップボックス」を配布。ハンディキャップボックスあるいはシールが貼ってあるごみ袋は事情により指定日以外に集積所に出されることがあることを市民に周知。理解を図っている。

日野市



ハンディキャップボックス
(指定日外排出用ごみ・資源収納容器)



ハンディキャップシール

[検討プロセス]

1. 現状の把握（ごみ出し排出支援制度の必要性の確認）
 - ①収集の現状整理→②ニーズの検討
 - ③支援の現況と今後の見込みの整理
2. 基本方針の検討

方針3 ごみの適正処理の推進

施策一覧	取組方針
(13) 清掃事業関連施設の再編・有効活用	

追加 ごみの出し方・分け方等への外国人対策

施策一覧	取組事例
(14) ごみの出し方・分け方等への外国人対策	<p>■家庭ごみの分け方、出し方等の多言語対応</p> <p>■7カ国版のごみの分別と出し方ルールをインターネット上で閲覧。指定ごみ袋にQRコードを印刷し、ごみ袋とスマートフォンがあれば、誰でも簡単にごみ出しに関する情報を得られる仕組みを実現。(あま市)</p> <div style="text-align: center;"> <p>あま市</p> </div>

北区のごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査のお願い

日頃から、北区の清掃リサイクル事業にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

区では、平成21年3月に「北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン2018）」を策定し、ごみの減量を図っています。しかしながら、ごみ減量が進まない傾向にあることや、収集・回収費用の増加などの課題もあります。

そのため、今回実施いたします調査で区民の皆様のごみ減量やリサイクル等に関する日ごろの取り組みや、ご意見をお伺いし、今後区が取り組むべき施策を検討するための基礎資料とさせていただきたいと考えております。

なお、調査対象者は満20歳以上の区民の方から3,000人を無作為に選ばせていただいております。

お答えいただきましたご意見、ご回答の結果は、すべてコンピュータで集計し、基礎資料として活用させていただきますが、個々のご回答やプライバシーに関わる内容が公表されることは一切ありません。

ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

平成24年7月

東京都 北区長 花川 與惣太

<ご記入にあたってのお願い>

◇調査は無記名で行います。

◇該当する番号を選び○をしてください。

◇「その他」を回答された場合は、() 内にその内容を具体的にご記入ください。

<提出方法>

ご記入されたアンケートは、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、

8月31日(金)までに郵便ポストに投函して下さいますようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

本アンケートについてご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

◇担当

北区 生活環境部 リサイクル清掃課 リサイクル生活係 対馬、園田

電話 03-3908-8538（直通）

I. 調査概要

- ・調査期間：平成 24 年 8 月 3 日～平成 24 年 9 月 14 日
- ・標本数：3,000 世帯（赤羽地区：1,198 世帯、王子地区：912 世帯、滝野川地区：890 世帯）
- ・調査方法：郵送による配布・回収（後日、礼状兼督促状発送）
- ・回収数：1,604 票（回収率 53.5%）
〔赤羽地区：620 票（38.7%）、王子地区：522 票（32.5%）、滝野川地区：435 票（27.1%）、
地区不明：27 票（1.7%）〕

【戸別収集の拡大について】

問 13 今後、北区全域での戸別収集の取扱いについてどのように考えますか。(○は1つ)

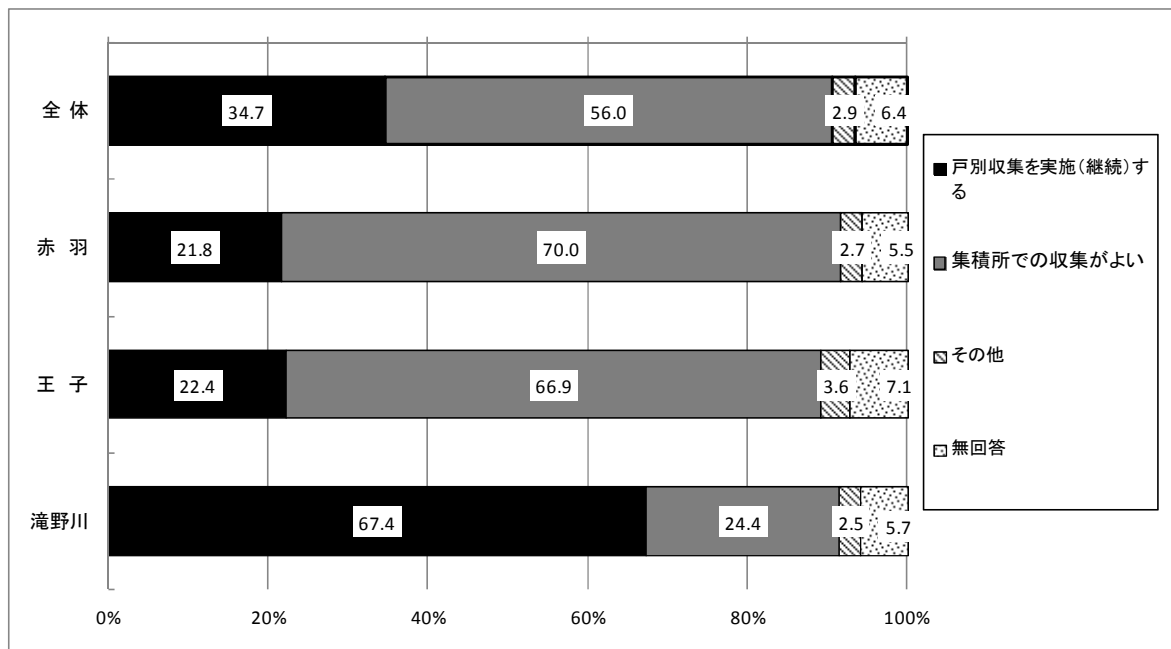
集積所で収集している「赤羽」「王子」では、現状の集積所での収集が望まれている。

戸別収集を実施している「滝野川」では、現状の戸別収集の継続が望まれている。

地区別でみると、現在、戸別収集が実施されている「滝野川」では「戸別収集を実施（継続）する」（67.4%）が6割半ばを超え高くなっており、一方、現在、集積所で収集している「赤羽」「王子」では「集積所での回収がよい」が約7割を占め高くなっている。

図表 北区全域での戸別収集の取扱い

	調査数	続 戸 別 収 集 を 実 施 （ 継 ）	集 積 所 で の 収 集 が よ い	そ の 他	無 回 答
全 体	1,604	557 34.7	898 56.0	47 2.9	102 6.4
赤 羽	620	135 21.8	434 70.0	17 2.7	34 5.5
王 子	522	117 22.4	349 66.9	19 3.6	37 7.1
滝野川	435	293 67.4	106 24.4	11 2.5	25 5.7



現在、戸別収集を実施している滝野川地区について、居住形態別でみると、「戸建て住宅」では「戸別収集を実施（継続）する」（83.3%）が最も高く、8割台半ば近くを占めている。

また、「集合住宅で専用のごみ置き場がある」では「戸別収集を実施（継続）する」（46.3%）と「集積所での収集がよい」（43.8%）はともに4割台となっている。

図 北区全域での戸別収集の取扱い（滝野川地区：居住形態別）

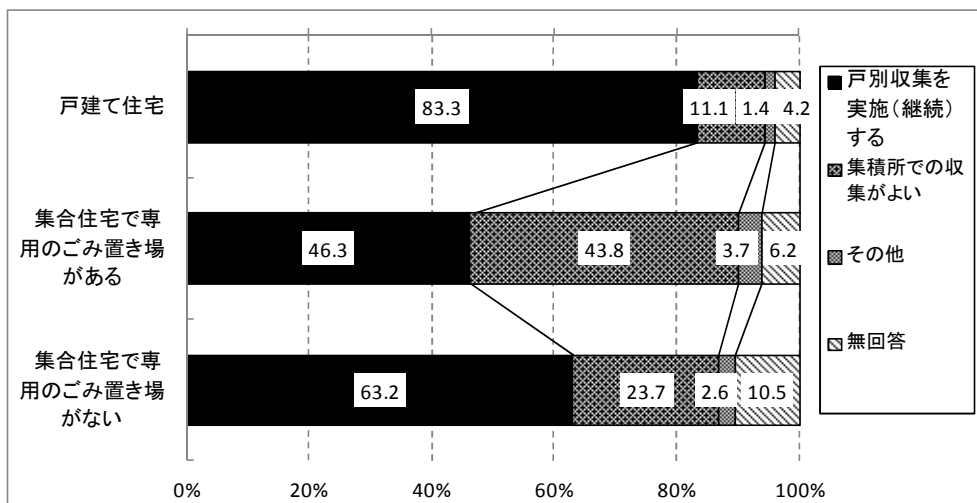


図 北区全域での戸別収集の取扱い（赤羽地区：居住形態別）

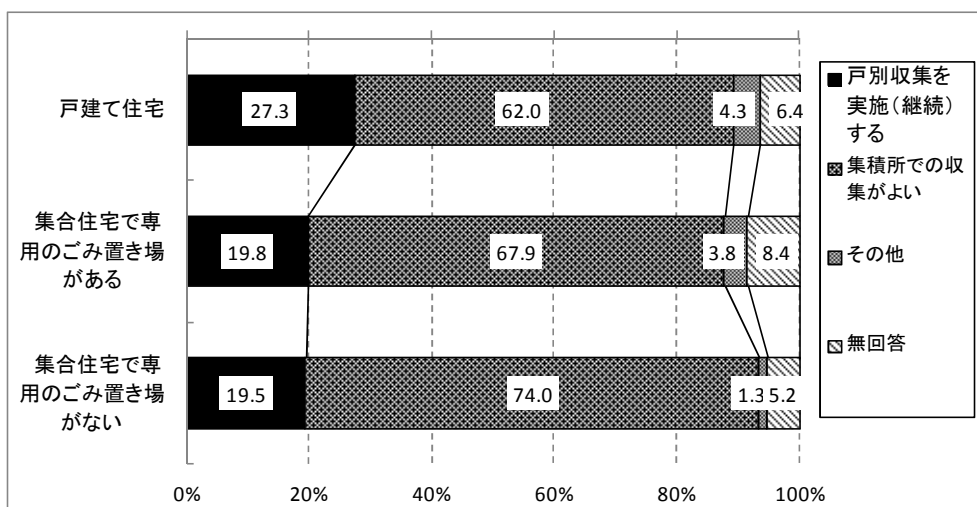
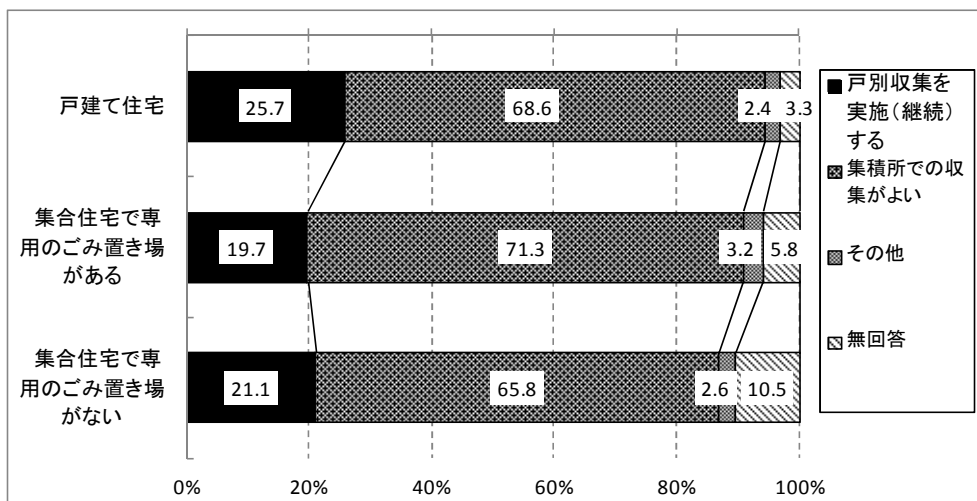


図 北区全域での戸別収集の取扱い（王子地区：居住形態別）



■問 13 【自由意見】戸別収集についてのご意見

No	地区	居住形態	自由意見
1	赤羽	戸建て	赤羽西6現に実施している
2	赤羽	集合住宅	意味ない。ラクだとは思いますが、めんどくさい。
3	赤羽	集合住宅	各自出す時間がずれ、回収遅れによるデメリットはないのでしょうか。
4	赤羽	戸建て	カラス被害の対策は自分ですることになる。
5	赤羽	集合住宅	希望者だけ…？又は高齢者
6	赤羽	戸建て	決められた場所に出すべき。戸別収集は、その人のわがままだ！
7	赤羽	戸建て	車が入れないと思う。
8	赤羽	戸建て	車の入らない小さな路地が多いのでむずかしいのでは？
9	赤羽	戸建て	車の入れない路地が多く不可能では？
10	赤羽	戸建て	高齢者が多くなり、集積所までごみを出すのが大変になりつつあると思います。
11	赤羽	集合住宅	高齢者だけの住居の人には戸別収集をしてあげても良いと思います。
12	赤羽	戸建て	高齢者や障害者については実施した方がよい。
13	赤羽	戸建て	個人個人自覚を持って集積所での収集が良い。
14	赤羽	集合住宅	戸建てであれば戸別が有効。お年よりなども集積所へ出かけなくて良い。
15	赤羽	集合住宅	戸建てより、マンション、アパートの方が多いためでしょう。
16	赤羽	集合住宅	戸別収集にした場合、費用はどれ位増加するのでしょうか。
17	赤羽	戸建て	戸別収集は、不法投棄をなくす為、とても良いと思いますが費用がかかるのでは、できませんね？
18	赤羽	集合住宅	ごみ出しのマナーが良くなると思います。
19	赤羽	戸建て	ごみ当番に出る、出ないというわずらわしさがなくなるのは良いことで、反面、収集費用の住民負担はいたしかたないことだと思います。
20	赤羽	戸建て	ごみに各戸で責任を持つ習慣ができる
21	赤羽	戸建て	ごみの出し方、時間等いろいろ問題があると思う。
22	赤羽	集合住宅	これも費用対効果で判断すべきだと思います。
23	赤羽	戸建て	作業する人達が大変そうでしょう。
24	赤羽	集合住宅	時間的に問題がある。
25	赤羽	集合住宅	集合住宅が相当数ある現状で、戸建住宅だけを対象にすることに疑問、費用も問題。
26	赤羽	集合住宅	集合住宅では現実的でない。
27	赤羽	集合住宅	集合住宅なのでよくわからない。
28	赤羽	戸建て	集合住宅の方のごみ出しのマナーが悪い場合が多いが、戸別収集しても、集合住宅の方のマナー向上につながらない気がする・・・（結局集積所と同じになるので）
29	赤羽	戸建て	収集者の方の負担にならないような方法が望ましいです。
30	赤羽	集合住宅	収集費用が掛かるなら、滝野川も集積所での収集にするべき。

No	地区	居住形態	自由意見
31	赤羽	戸建て	集積所に適した場所があって、管理が行き届けば戸別収集にこだわらない。
32	赤羽	集合住宅	身体の不自由者は良いが、住民の甘えがひどくなります。
33	赤羽	集合住宅	ストーカー被害などが心配。
34	赤羽	集合住宅	だらしのないごみ出しをする人がいるから戸別収集をしたのだろうが、住民一人一人の自覚が大切であり、費用を少なくして欲しい。
35	赤羽	その他	団地内は戸別は？
36	赤羽	集合住宅	年寄りの人で体の自由がきかない人の所は戸別にしてもらいたいと思う。
37	赤羽	集合住宅	トラブルが多いと聞く。ごみ⇄人の性格と当てはめると理解できる。現代、自分勝手な人が増えているから、戸別は問題が多いと思う。
38	赤羽	戸建て	野良猫が多い為戸別収集になると猫対策をしないといけなくなり負担が増えてしまう。
39	赤羽	戸建て	場所があれば今のままで良い。
40	赤羽	集合住宅	費用が相当かかると思いますので無理かと思います。
41	赤羽	戸建て	費用がなるべく掛からない方法を考えて実施して欲しい。自宅傍が集積所の為、いつ放火されるか、いつも心配なのです。
42	赤羽	戸建て	病人、高齢者は必ず事前に届けること。
43	赤羽	集合住宅	費用はあまりかけない方がよい。
44	赤羽	戸建て	費用は大変でしょうが戸別の方が責任を持ってごみを出すと思います。
45	赤羽	戸建て	費用を抑える工夫を。
46	赤羽	戸建て	不法投棄対策については、別途、考える必要があると思う。
47	赤羽	集合住宅	不法投棄等防止・ひとり家庭高齢者等見守りの意から増加する分野だと思ふ。
48	赤羽	集合住宅	分別仕訳の意識は高まりますが、区の費用や収集する方の苦労が大変だと思います。
49	赤羽	戸建て	本人の希望により戸別。
50	赤羽	集合住宅	全く知らなかった。なぜ滝野川地区のみか疑問。区内統一（集積所）にすべき。
51	赤羽	集合住宅	マンションに住んでいるので実態に合わない。
52	赤羽	戸建て	ワンルーム集合住宅は難しく、集積場所を設けるのでしようが外部の人が投棄していくのを見かけます。
53	王子	戸建て	足が不自由な高齢世帯への戸別収集した方が良い。
54	王子	戸建て	新しい戸建てが出来た際そこは戸別収集になると聞いていたが、隣の集合住宅の収集所に出しているのを目にする。
55	王子	戸建て	新しく区民になった人にごみの出し方のルールの説明をしてください。
56	王子	戸建て	アパートが多くその住人の生ごみ等きちんとした状態に出せるか疑問。収集後の掃除は？

No	地区	居住形態	自由意見
57	王子	戸建て	いつも同じ家の前に固定すると迷惑になるので順番制にする。
58	王子	集合住宅	動けるうちは②で良いと思う。
59	王子	集合住宅	回数制限などを行うなら、収集費用の増加の意味がわからない。
60	王子	戸建て	各自の責任が明確になり出し方を守るのではないか。今は人様の家の前に出しているのが心苦しい。ちょっとしたことで文句を言われお互いよくない。ぜひ戸別回収をお願いしたい。
61	王子	集合住宅	現在、集合住宅へ居住しているが特に有料の粗大ごみ、パソコン類の廃棄方法を守らない人もいるので戸別収集はその様な事が起きにくく良いと思う。高齢者にとって戸別収集の方が良いのであれば、存続しても良いと思う。
62	王子	戸建て	現在戸別収集で気をつけて出しています。ワンルームマンションで管理人のいません所はどうもだらしなげです。
63	王子	集合住宅	現在戸別収集とかわらない。
64	王子	集合住宅	高齢者への配慮は必要。
65	王子	集合住宅	高齢者や障害世帯等には必要と思われる。
66	王子	集合住宅	高齢の一人暮らしが多いのでは。
67	王子	集合住宅	戸別収集にして欲しいと思っていますがどの様をお願いするのかかわからない。
68	王子	集合住宅	戸別収集にしても、ごみを正しく出せない人は、同じだと思う。
69	王子	戸建て	戸別収集は、不必要。そこまでサービスすることはないと思う。
70	王子	集合住宅	戸別収集はただのわがままだから有料にすればいい!!
71	王子	集合住宅	戸別収集まで実施しなくてよい。集積所の範囲を狭くし、責任がとれる程度の戸数にして、集積所を指定したら良いと思う。
72	王子	戸建て	戸別収集よりは生ごみ収集を週に3回実施して下さい。隣接区のように週3回あれば、1回の量が少ないので高年令の人でも出しやすいと思われます。生ごみが出しやすいと思います。
73	王子	その他	戸別の場合他の人が不法投棄するのが心配。
74	王子	集合住宅	ごみを漁られたら嫌なので。
75	王子	戸建て	最近マナーを守らない人が多く、戸別だと汚れるのは自分の家の前。みんな回収日を守るからいいと思います。
76	王子	戸建て	集合住宅の住民が分別のルールを守っていないケースが多い。集積収集の問題は集合住宅対策にあると思う（集合住宅の貸主の責任で集積の場所を設置させる）
77	王子	戸建て	収集所の前の家だけ不便をかけることになり不公平だと思う。
78	王子	戸建て	収集の時間帯などが問題になると思います。
79	王子	集合住宅	収集費用が、かかりすぎるとまずいと思う。
80	王子	集合住宅	収集費用がかかるのでやめた方がよい。
81	王子	戸建て	収集費用が増加するのであれば集積所でよいと思います。

No	地区	居住形態	自由意見
82	王子	集合住宅	集積所では、ごみの出し方がひどい（若い夫婦世帯）ので、戸別が良い。
83	王子	戸建て	集積所の場合は個人が無責任になり適当な分別されないし水切りも無く毎回集積所の掃除を決まった人だけがしています。無責任をなくしたいので、戸別収集を希望します。
84	王子	集合住宅	集団住宅では無理がきかないのでは。
85	王子	戸建て	全域でやる必要はないと思うか？地域の理解、各戸の協力が受けられないなら、しかたがなく、戸別収集になっていくのではないか。
86	王子	戸建て	大変だと思う。普通の家庭ならダンボールなど余り出ない。可燃の方に出した方が良いのでは？
87	王子	戸建て	地域、その時々で回収時間に違いが大きい。土曜日の朝の回収は8:00すぎだと間に合わない事もある。9:00～だとありがたい。
88	王子	戸建て	費用がかかるのでどうしてもという場合以外はしない方がよい。
89	王子	集合住宅	費用の無駄。
90	王子	集合住宅	不法投棄の現場を目撃したが、車で来て窓から投げ捨てているのを見て戸別にしてもゼロにはならないと思う。
91	王子	集合住宅	プライバシーの侵害について不安がある。
92	王子	集合住宅	マンション住まいしていますが、どういうわけか、近所のごみ集積所が当マンションの門の脇になっています。夏場は特に大変で、息を止めながらごみの脇を出入りしています。自分たちのごみは自分たちの前に集積してもらいたい。本当に困っています。
93	王子	集合住宅	王子に住んでいますが、子供が滝野川地区の学校の為いきますが、清掃員の方が、よく、家～家を走り回っているのを見かけます。とても、大変そうで頭が下がります。集積所にすれば、1ヶ所で済むと思います。
94	滝野川	集合住宅	あまり遠くなるとこまる。
95	滝野川	戸建て	家の前がごみ収集所で、あまりにごみが大量すぎる為汚いし、カラスに散らかされて困っている。またニオイが気になる。戸別の方が片付けなど責任を持ってごみ出しが出来ると思う。
96	滝野川	集合住宅	同じ人が回るなら安否確認にもなるかも？
97	滝野川	戸建て	各家庭が自覚をもってきちんとごみ出しをするのでとても良い。街が清潔。
98	滝野川	戸建て	区でも、無駄なお金が、相当使われていると思います。戸別収集には、使って良いと思います。
99	滝野川	集合住宅	区より、アパート、マンションの管理人に転入者にごみ出しについて、充分、周知させる様指導する。
100	滝野川	戸建て	戸別収集ですと、カラス、猫等に荒らされても自分で片づけているから。
101	滝野川	戸建て	戸別収集の方法が良いのですが費用が増加するのであれば税金も減収している折集団の方法でも良いのでは（皆で気をつけて出す）

No	地区	居住形態	自由意見
102	滝野川	その他	戸別収集は大賛成。以前は不法投棄で悩まされていたので・・・。アパートを経営している大家さんは自分の所の住民のごみもしっかり管理してもらいたい。
103	滝野川	戸建て	戸別収集は皆が責任持てるので良いと思う。
104	滝野川	戸建て	戸別は便利ですが、知らない方が勝手においていたりする事が心配。
105	滝野川	戸建て	自己責任において行う方が集積所の負担を人任せでない方がよい。
106	滝野川	戸建て	自分の家の前に出していない。電柱にごみ箱をしばりごみを出している。町の美しさにかける。
107	滝野川	戸建て	自分の家の物だと、まじめな考えで、規則を守ると思います。
108	滝野川	集合住宅	集合住宅に住んでいるので、よく判らないが、集積所だにおい、虫が居て嫌です。
109	滝野川	集合住宅	集合住宅に住んでいるので意見が出来ない。
110	滝野川	戸建て	集積所まで運ぶのが年寄りにはきついので継続して欲しい。
111	滝野川	戸建て	集積所迄もっていくのがめんどろな人がいると、ごみ収集が不確実になる。
112	滝野川	集合住宅	税金をごみの回収に使うべきではない。
113	滝野川	戸建て	それぞれの責任を持って出すようになったので猫や鳥に散らかされることが少なくなりました。
114	滝野川	戸建て	滝野川はせまいため戸別収集がいいです。(滝野川在住)
115	滝野川	戸建て	徹底してやるなら名前記入で排出。分別されてないものは収集しない。個人情報関係なし。(粗大ごみは名前を書くので)悪質に排出する人には対策を！！
116	滝野川	戸建て	道路から 30m はなれているので車が入れないので戸別は無理。
117	滝野川	戸建て	通りに面しているのごみを置かれることが多い。
118	滝野川	集合住宅	どの家庭のごみか一目でわかる事により意識向上に繋がると思う。
119	滝野川	集合住宅	分別意識の向上等の効果はどれほどあるのでしょうか。また、一方で、収集作業員の方の作業負荷や、作業時の安全性の向上などコスト以外のメリットデメリットを現場から聞いて継続か否かを判断してはどうでしょうか。コストとのかねあいはもちろん最重要と思います。
120	滝野川	集合住宅	分別がしっかりしている、ごみの出し方がきれいだ。以上良い所。
121	滝野川	戸建て	ペットボトルの袋が少ない。小さくたたまないペットボトルが多くかさばる為。
122	滝野川	集合住宅	マンションに居住を決めたのは、敷地内に集積所があり、ごみ管理にも管理費を払えるから。
123	滝野川	集合住宅	良い結果が出ているならつづけた方がよいと思う。
124	滝野川	集合住宅	私が出す収集所にはときどき分別が守られていないのでパンフレットなど配布して欲しい。
125	滝野川	戸建て	私は体が、少し不自由なので自分の家の前にしてほしい。

No	地区	居住形態	自由意見
126	滝野川	その他	為政者は、足りなくなると国民都民、区民につけを廻すが各家庭では、つけを廻す所が無い。その人々を何処迄いじめれば良いのか、もう少し考えて欲しい。
127	滝野川	集合住宅	戸別の対象ではないが、集積所になると後片付け（掃除 etc）などの問題が出そう。
128	無回答	無回答	集積所収集にすると粗大ごみに札を付けずに出す人が必ず出てくる。
129	無回答	無回答	新規転入者の不法投棄を排除するには入居時に於いて不動産業者がよくごみ出し日の説明をして欲しい。

東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について

	開催時期・場所	主な内容
第 1 回	平成 30 年 5 月 9 日 (水) 10 時から 北区役所第二委員会室	委嘱について 諮問について 審議会運営について 北区災害廃棄物処理計画 (素案) について
第 2 回	平成 30 年 7 月 9 日 (月) 10 時から 北区役所第二委員会室	北区災害廃棄物処理計画 (素案) について 今後の清掃リサイクル事業のあり方について①
第 3 回	平成 30 年 8 月 22 日 (水) 14 時から 北区役所第二委員会室	今後の清掃リサイクル事業のあり方について②
第 4 回	平成 30 年 9 月 28 日 (金) <u>13 時から</u> 北清掃工場見学者説明室	北清掃工場施設見学 今後の清掃リサイクル事業のあり方について③
第 5 回	平成 30 年 11 月 5 日 (月) 14 時から 北区役所第二委員会室	中間のまとめ
第 6 回	<u>平成 31 年 1 月 28 日 (月)</u> <u>14 時から</u> <u>北区役所第二委員会室</u>	答 申